

疾病、傷害及び死因の統計分類の改正について
(平成27年2月13日 総務省告示第三十五号 抜粋)

5 平成 27 年 2 月 13 日 金曜日 官 報 (号外第 32 号)

○総務省告示第三十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき、法第二条第九項に規定する統計基準として、疾病、傷害及び死因に関する分類を次のように定め、平成二十八年一月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計（法第二条第三項に規定する公的統計をいう。）の表示に適用する。

平成二十一年総務省告示第七十六号は、平成二十七年十二月三十一日限り廃止する。ただし、平成二十八年十二月三十一日までに作成する公的統計の表示については、この告示による分類表により難い場合限り、なお従前の例によることができる。

平成二十七年二月十三日

総務大臣 山本 早苗

1 統計基準の名称 疾病、傷害及び死因の統計分類

2 疾病、傷害及び死因の統計分類を設定する目的

公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。

3 疾病、傷害及び死因の統計分類の設定に当たっての基本的な考え方

疾病、傷害及び死因の統計分類（以下「本分類」という。）は、世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して設定する。ただし、我が国の疾病構造等にも配慮する。

4 疾病、傷害及び死因の統計分類の構成及び分類符号の表記

本分類は、以下の分類表により構成されている。

- (1) 基本分類表（章分類22項目、基本分類14,609項目）
- (2) 疾病分類表（大分類85項目、中分類148項目、小分類374項目）
- (3) 死因分類表（133項目）

基本分類表の章分類の名称並びに基本分類表、疾病分類表（大分類、中分類及び小分類）及び死因分類表の章分類別項目数は、次の表のとおりである。

基本分類表		疾病分類表			死因分類表	
章分類	基本分類	大分類	中分類	小分類		
I 感染症及び寄生虫症 (A00—B99)	920	6	10	29	12	
II 新生物〈腫瘍〉 (C00—D48)	874	6	12	46	26	
III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害 (D50—D89)	192	3	3	5	3	
IV 内分泌、栄養及び代謝疾患 (E00—E90)	412	5	5	13	3	
V 精神及び行動の障害 (F00—F99)	504	5	8	9	3	
VI 神経系の疾患 (G00—G99)	389	1	7	15	6	
VII 眼及び付属器の疾患 (H00—H59)	307	3	5	13	1	
VIII 耳及び乳様突起の疾患 (H60—H95)	135	6	8	14	1	
IX 循環器系の疾患 (I00—I99)	453	7	12	33	20	
X 呼吸器系の疾患 (J00—J99)	279	7	12	23	7	
XI 消化器系の疾患 (K00—K93)	503	8	14	33	7	
XII 皮膚及び皮下組織の疾患 (L00—L99)	399	1	4	13	1	
XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患 (M00—M99)	623	5	11	26	1	
XIV 腎尿路生殖器系の疾患 (N00—N99)	505	4	9	23	7	
XV 妊娠、分娩及び産じょく〈褥〉 (O00—O99)	501	5	5	13	1	
XVI 周産期に発生した病態 (P00—P96)	389	1	3	7	7	
XVII 先天奇形、変形及び染色体異常 (Q00—Q99)	707	1	3	16	8	
XVIII 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの (R00—R99)	398	1	1	7	4	
XIX 損傷、中毒及びその他の外因の影響 (S00—T98)	1,629	3	6	20	12	
XX 傷病及び死亡の外因 (V01—Y98)	3,732					
XXI 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用 (Z00—Z99)	712	4	7	13	3	
XXII 特殊目的用コード (U00—U99)	46	3	3	3		
計		14,609	85	148	374	133

本分類の分類符号は、アルファベットと数字で表記し、基本分類表の基本分類においては、符号が 4 桁以上になる場合は、3 桁目と 4 桁目の間に小数点を付し、疾病分類表においては、アルファベットと数字の間にハイフンを用いる。

5 疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たって留意すべき事項

本分類の適用に当たっては、次項の分類表の各表の分類項目を集約し、又は細分することができる。ただし、同項の分類表の各表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。

6 分類表

(1) 基本分類表

第 1 章 感染症及び寄生虫症 (A00—B99)

腸管感染症 (A00—A09)

A00 コレラ

A00.0 コレラ菌によるコレラ

A00.1 エルトルコレラ菌によるコレラ

A00.9 コレラ、詳細不明

A01 腸チフス及びパラチフス

A01.0 腸チフス

A01.1 パラチフス A

A01.2 パラチフス B

A01.3 パラチフス C

A01.4 パラチフス、詳細不明

A02 その他のサルモネラ感染症

A02.0 サルモネラ腸炎

A02.1 サルモネラ敗血症

A02.2 局所的サルモネラ感染症

A02.8 その他の明示されたサルモネラ感染症

A02.9 サルモネラ感染症、詳細不明

A03 細菌性赤痢

A03.0 志賀菌による細菌性赤痢

A03.1 フレクスナー菌による細菌性赤痢

A03.2 ボイド菌による細菌性赤痢

A03.3 ソンネ菌による細菌性赤痢

A03.8 その他の細菌性赤痢

A03.9 細菌性赤痢、詳細不明

A04 その他の細菌性腸管感染症

A04.0 腸管病原性大腸菌感染症

A04.1 腸管毒素原性大腸菌感染症

A04.2 腸管組織侵襲性大腸菌感染症

A04.3 腸管出血性大腸菌感染症

A04.4 その他の大腸菌性腸管感染症

A04.5 カンピロバクター腸炎

A04.6 エルシニア エンテロコリチカによる腸炎

A04.7 クロストリジウム・デイファインシルによる腸炎

A04.8 その他の明示された細菌性腸管感染症

A04.9 細菌性腸管感染症、詳細不明

A05 その他の細菌性食中毒、他に分類されないもの

A05.0 ブドウ球菌性食中毒

A05.1 ボツリズム〈ボツリ〉スナク中毒

A05.2 ウェルシュ菌食中毒

A05.3 腸炎ビブリオ食中毒

A05.4 セレウス菌食中毒

A05.8 その他の明示された細菌性食中毒

A05.9 細菌性食中毒、詳細不明

A06 アメーバ症

A06.0 急性アメーバ赤痢

A06.1 慢性腸アメーバ症

A06.2 アメーバ性非赤痢性大腸炎

A06.3 腸管アメーバ肉芽腫

A06.4 アメーバ性肝膿瘍

A06.5† アメーバ性肺膿瘍 [J99.8*]

A06.6† アメーバ性脳膿瘍 (G07*)

A06.7 皮膚アメーバ症

A06.8 その他の部位のアメーバ感染症

A06.9 アメーバ症、詳細不明

A07 その他の原虫性腸疾患

A07.0 バランチャジウム症

A07.1 ジアルジア症 [ラングル鞭毛虫症]

A07.2 クリプトスポリジウム症

A07.3 イソスポラ症

A07.8 その他の明示された原虫性腸疾患

A07.9 原虫性腸疾患、詳細不明

A08 ウイルス性及びその他の明示された腸管感染症

A08.0 ロタウイルス性腸炎

A08.1 ノーウオーク様ウイルスによる急性胃腸症

A08.2 アデノウイルス性腸炎

A08.3 その他のウイルス性腸炎

A08.4 ウイルス性腸管感染症、詳細不明

A08.5 その他の明示された腸管感染症

A08.5a 伝染性下痢症

A08.5b その他